

アスリート委員会規程

第1条（総則）

この規程は、一般社団法人日本 CP サッカー協会（以下「本協会」という。）の、アスリート委員会（以下、「委員会」という。）について定める。

2 委員会は、本協会定款第 43 条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、この規程の定めるところによる。

第2条（委員会の目的）

委員会は、CP サッカーに関連するあらゆる事案について、本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、当協会の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びに CP サッカーの普及発展に 寄与することを目的とする。

第3条（協議事項）

委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、または委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申または報告する。

- (1) アンチドーピング及びクラス分けの教育や啓発に関すること
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) ジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること
- (4) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
- (5) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
- (6) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (7) CP サッカーの社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (8) 本協会主催事業に協力し CP サッカーの普及発展に寄与すること
- (9) JPC アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (10) その他選手に関すること

第4条（構成）

役員会の構成は、次のとおりと

委員長 1名

副委員長 1名～2名

委員 7名以内

（現役アスリート男女各1名以上・外部有識者2名以内）

- 2 委員長は、理事の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 副委員長、委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

第5条（委員の資格）

現役アスリートは、年齢が16才以上で、かつ、当協会の登録競技者のうち、当協会主催

大会および国際レベルの大会に過去4年以内に 出場した選手とする。

2 アスリート経験者は、当協会の登録競技者で当協会主催大会および国際レベルの大会に選手として出場した経験を有する者とする。

3 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

第6条（任期）

委員長、副委員長並びに委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

第7条（委員会の開催）

委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。

2 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも委員会の開催を求めることができる。

3 当協会の会長および理事長は、会議に出席して意見を述べることができる。

第8条（議長）

委員会の議長は、委員長とする。

第9条（決議）

委員会の決議は、委員の過半数（委任状含む）が出席し、その出席者の過半数をもって決議とする。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第10条（活動計画等）

委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとし、理事会の承認を得なければならない。

2 委員会の活動（会議を含む）に当たっては、当協会で定める旅費規程による。

附則

1. この規程の改廃は、理事会の決議による。

2. この規程は、2025年9月29日から施行する。

2025年9月29日制定